

長期に亘る工期の工事に関する記録引渡登録の運用について

放射線従事者中央登録センターでは、平成28年10月17日から、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度における記録の引渡しについて、1年を超えて長期に亘る工期の除染工事等（国及び地方自治体以外が実施する除染等事業を含む）（以下「長期工事」という。）に係わる離職者の記録及び5年間保存後の記録の、工事実施期間中における引渡し登録の運用を開始いたしました。

これにより、工事実施期間中においても離職者の放射線管理記録や法令で定める5年保存経過後の放射線管理記録の引き渡しが可能となり、事業者による保管の負担を軽減することができます。

また、当該引渡された記録によって、事業者からの照会や離職した従事者からの開示請求に適宜応じることができます。

詳しくは、放射線従事者中央登録センターまでお問合せ下さい。

1. 離職者の放射線管理記録の引き渡し

除染等事業者は、年度末までに離職した従事者の記録（それ以前の記録がある場合はその記録を含む）を、原則として6月末までに引き渡すことができます。但し、目安として9月までに工事が完了する場合は、工事完了時に一括して引き渡すことができます。

但し、雇用事業者（電離則適用；事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業に限る）は、記録引渡し後も法令に従い5年間は記録の保存を継続することが必要です。

2. 5年間保存後の放射線管理記録の引き渡し

除染等事業者は、雇用契約が継続している自社社員の5年間保存後の記録を、翌年度6月末（目安）までに引き渡すことができます。工事完了の際は、引渡していない期間の記録を引き渡します。

3. 負担金

(1) 定期線量登録及び記録引渡しを行う工事は、登録する定期線量の年度の負担金の単価を適用します。

(2) 記録の引渡しのみを行う工事は、記録を引渡した年度^{注)}に適用されている負担金単価を用いることとし、工事完了後に引渡す記録については、従来通り工事完了年度の負担金単価を適用します。

注) 離職者の記録の場合は離職日の属する年度、及び5年間保存後の記録の場合は最終従事日の属する年度とする。

4. 本運用の対象事業者について

本運用における記録の引渡しは、自社員のみで行った除染等作業の事業者も対象としております。

お問合せ

公益財団法人 放射線従事者中央登録センター 除染登録管理課
電話；03-5295-1558
ファクシミリ；03-3254-8744
eメール；Jyosen@rea.or.jp

以上